

農林水産省
経済産業省 令第五号

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十七号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の規定に基づき、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年七月二十三日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 鴨下 一郎

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岸田 文雄

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する省令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省令第一号）の一部を次のように改正する。
通商産業省

第二条中「第四条第一号ロ」を「第五条第一号ロ」に改める。

様式第二（表面）中「農林省」を「通商産業省」に改める。

様式第二（裏面）中「輸入又は」を「輸入並びに」に改め、「行つ者」の下に「又は特定保守製品取引事業者」を加え、「一〇六（器）」を「一〇七（器）」に、「七 第41条」を「八 第41条」に、「八（器）」を「九（器）」に改める。

附 則

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。